

厚生労働大臣 田 村 憲 久 様

公益社団法人日本精神保健福祉士協会
会 長 田 村 綾 子

新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえた
生活保護制度運用の緩和及び即時即応の経済支援措置について
(要望)

平素より精神保健福祉の向上にご尽力くださり、厚くお礼申しあげます。

さて、コロナ禍に端を発する貧困は、多世代に影響が及び、新たに生じた貧困の世代間連鎖すら危惧されます。貧困は、人々の健康と QOL を脅かす最大の要因であり、経済的な安心感を持ってないことは、うつ病や依存症をはじめとする労働者のメンタルヘルス不調、若者や中高年の社会的ひきこもり、児童虐待等、様々な問題の発生に影響し、追い詰められた暮らしの先には、自死を考える人が増えることも懸念されます。

厚生労働省におかれましては、この間、特に生活保護に関する運用の緩和や改善、適切な保護の徹底等の事務連絡を発出されているところですが、自治体によって認識に差があり、不適切な窓口対応の結果、申請が円滑に進まない事例が現場の精神保健福祉士から少なからず報告されています。

日本国憲法第 25 条の理念に基づく最低限の生活を脅かされている人々に対し、更なる緊急措置が求められることから、下記を要望いたします。

記

1. 権利としての生活保護制度の積極的活用を国民に呼びかけてください。
2. 申請手続きの即応かつ弾力的な運用と保護開始決定までの期間の短縮化を図ってください。
3. 国の生活保護運用の柔軟な方針を一層進めるとともに、その方針が保護の実施機関においても徹底されるよう指導してください。
4. 生活保護を利用できる人の範囲を緊急対応の行政措置として広げてください。

以上

【要望事項に係る補足説明】

1. 権利としての生活保護制度の積極的活用を国民に呼びかけてください。

生活保護制度への誤解やスティグマが払拭されていない現実があります。生活保護を含めた社会保障の享受は国民の権利であり、個人の責任や能力を超えた次元で生じる貧困に際して、私たちは、制度活用をためらわないよう支援していますが、国としてさらなる後押しをお願いします。

- (1) 内閣府大臣官房政府広報室の「国の行政情報に関するポータルサイト」等を活用し、身近な問題としてわかりやすく情報発信をしてください。
- (2) 放送・新聞など報道各社の協力を仰ぎ、国民への呼びかけを行ってください。
- (3) 自治体が啓発活動や申請勧奨を行う仕組みを作ってください。

2. 申請手続きの即応かつ弾力的な運用と保護開始決定までの期間の短縮化を図ってください。

- (1) 本人以外（扶養義務者や同居親族）による申請が認められること、弁護士等による代理申請を禁じるものではないこと等を、再度徹底してください。
- (2) 状況により、電話、郵送、ファックス、電子メール等の、多様な申請方法を認めることを明示してください。
- (3) 急迫状態にあっては職権保護が求められることを再度徹底し、本人の申請がない場合も、関係機関や専門職、地域住民等からの相談や情報提供があったときは、積極的なアウトリーチと職権保護の適用を徹底してください。
- (4) 申請受理から保護開始決定までの期間を短縮するため、照会を要する資産や扶養の調査は事後実施を原則とする等、迅速な運用を明示してください。

3. 国の生活保護運用の柔軟な方針（車や店舗など資産の所有や扶養照会等の簡略化）を一層進めるとともに、その方針が保護の実施機関においても徹底されるよう指導してください。

保護の実施機関において、事務連絡を正しく理解し、適切に窓口対応が図られるよう、再度周知徹底する必要があります。

また、コロナ禍の情勢を鑑みるに、更なる緩和的運用が求められます。

- (1) 資産要件について、保護の要否判定時の預貯金等の保有限度額を最低生活費の3か月分に引き上げ、収入認定から除外してください。併せて、自動車、ローン付き住宅、生命保険等の保有要件を緩和してください。
- (2) 事実上の生活必需品である自動車の保有が認められないことにより、生活保護の申請をためらわせる事態が生じています。自動車保有の運用を緩和し、維持費（一時扶助費）の支給を認めてください。

4. 生活保護を利用できる人の範囲を緊急対応の行政措置として広げてください。

- (1) 当面の間、学生でも生活保護を利用できるようにしてください。
- (2) 当面の間、人道的見地から、これまで生活保護の対象外とされてきた在留資格の外国人も困窮の状況に応じて生活保護を利用できるようにしてください。

【問い合わせ】

公益社団法人日本精神保健福祉士協会 事務局（木太）

〒160-0015 東京都新宿区大京町2-3-3

四谷オーキッドビル7F

TEL. 03-5366-3152 FAX. 03-5366-2993

E-mail : office@japsw.or.jp